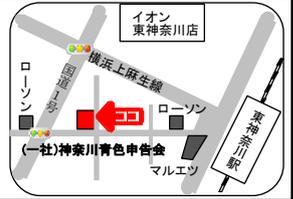


# 青色かながわ

発行所  
**一般社団法人神奈川青色申告会**  
 横浜市神奈川区西神奈川  
 1-9-3 グレース竹和式番館3階  
 TEL 045-577-0615  
 FAX 045-577-0618  
 URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



一般社団法人神奈川青色申告会は6月10日(木)に移転いたしました。

## ■新住所 横浜市神奈川区西神奈川1-9-3 グレース竹和式番館3階

移転に伴い、電話番号が変更になりました。

■新電話番号 045-577-0615  
 新FAX番号 045-577-0618



グレース竹和式番館入口

●P はコインパーキング (有料) です。当会に駐車場はございません。



新事務所待合会場



新事務所指導風景

所得税及び復興特別所得税の

## 予定納税の納期と減額申請

予定納税 (第1期分) 納付期限

令和3年8月2日(月)

### ●予定納税の納付額及び納付期間

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。その通知書に記載された第1期分及び第2期分の金額が納税額となります。

第1期分は令和3年7月1日(木) から令和3年8月2日(月) までに、第2期分は令和3年11月1日(月) から令和3年11月30日(火) までに、納めることになっています。

また振替納税をご利用の方は、第1期分は令和3年8月2日(月)、第2期分は令和3年11月30日(火)に指定の金融機関の口座から自動的に引き落とされます。

### ●予定納税の減額申請

廃業や業況不振、災害などの理由により、令和3年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる方は、予定納税の減額申請をすることができます。

第1期分及び2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和3年7月1日(木)から令和3年7月15日(木)までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください(この場合は、令和3年6月30日の現況で見積ることとなります)。

また、第2期分だけの減額申請をする場合は、令和3年11月1日(月)から令和3年11月15日(月)までに予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください(この場合は、令和3年10月31日の現況で見積ることとなります)。  
 「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

### 第9回定時総会 開催致しました

去る6月1日(火)午後3時00分から新横浜グレイスホテルにおいて第9回定時総会が開催されました。当日は新型コロナウイルス感染症防止のため縮小して行われ、委任状を含め1,820名の出席があり、全議案審議の結果、原案通り可決承認されました。

- 第1号議案 令和2年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和2年度決算報告承認の件及び監査報告
- 第3号議案 役員選任の件
- 報告事項1 令和3年度 事業計画報告の件
- 報告事項2 令和3年度 収支予算報告の件

議事終了後、退任役員7名に感謝状の贈呈が行われ、続いて来賓の下川神奈川税務署長から御祝辞をいただき、閉会となりました。

また、総会終了後、新役員にて理事会を開催し会長・副会長を選任致しました。

- 会長 仲戸川新三(再任)
  - 副会長 横田 恒夫(再任)
  - 副会長 伊藤 公勝(再任)
  - 副会長 高橋 昭嘉(再任)
  - 副会長 益子 良一(再任)
  - 副会長 浅沼 貢(再任)
  - 副会長 漆原 謙二(新任)
- (敬称略)



### 令和3年度事業計画

#### I 基本活動

本会は健全な納税者団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図り、租税に関する研究調査を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立、事業経営と地域社会の健全な発展に寄与するとともに、会勢拡大に努め組織の基盤を確立することを基本に事業活動を展開してまいります。以上の基本方針の基、本年も引き続き本会の目的を達成するための諸事業を推進し、令和5年10月から導入される消費税の適格請求書保存方式をはじめとした税制改正等、会員企業が関係する納税環境の変化に税務当局と連携し情報発信に努め、信頼される会活動に向けて取り組んでまいります。

### 令和3年度 収支予算書

自：令和 3年 4月 1日  
至：令和 4年 3月31日 (単位：円)

科目	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	400	400	0
基本財産運用益	400	400	0
②受取入会金	50,000	50,000	0
受取入会金	50,000	50,000	0
③受取会費	57,168,000	60,246,000	△3,078,000
受取会費	57,168,000	60,246,000	△3,078,000
③事業収益	7,110,000	7,640,000	△530,000
共済手数料収益	1,400,000	1,700,000	△300,000
小規模企業共済手数料収益	1,200,000	1,200,000	0
労働保険手数料収益	1,600,000	1,800,000	△200,000
労働保険報奨金収益	480,000	500,000	△20,000
青色帳簿売上収益	30,000	40,000	△10,000
会計ソフト販売手数料収益	1,000,000	1,000,000	0
受託事業収益	1,400,000	1,400,000	0
④雑収益	2,442,000	2,449,500	△7,500
雑収益	2,442,000	2,449,500	△7,500
経常収益計	66,770,400	70,385,900	△3,615,500
(2) 経常費用			
①事業費	66,701,709	60,528,015	6,173,694
②管理費	19,467,974	17,696,499	1,771,475
経常費用計	86,169,683	78,224,514	7,945,169
評価損益等調整前当期経常増減額	△19,399,283	△7,838,614	△11,560,669
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△19,399,283	△7,838,614	△11,560,669
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	140,097	0	140,097
雑損失	613,750	0	613,750
事務局移転費用	9,019,000	0	9,019,000
経常外費用計	9,772,847	0	9,772,847
当期経常外増減額	△9,772,847	0	△9,772,847
租税公課(法人税等)	127,000	127,000	0
当期一般正味財産増減額	△29,299,130	△7,965,614	△21,333,516
一般正味財産期首残高	174,827,643	167,829,488	6,998,155
一般正味財産期末残高	145,528,513	159,863,874	△14,335,361
(うち基本財産充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	145,528,513	159,863,874	△14,335,361

#### II 事業計画

##### 1 税制指導に関する事業

- (1) 複式簿記普及のための青色学校の開催と個別記帳指導を通じ、「青色申告特別控除65万円」適用の推進と記帳水準の向上を図る。
- (2) 記帳確認をはじめとした自己研さん運動を積極的に展開する。
- (3) 新規青色申告者をはじめ新入会者の記帳指導に努める。
- (4) 会計ソフト「ブルーリターンA」の利用普及を図り、経営・記帳の合理化を推進する。
- (5) 会計システムを活用し指導相談体制の充実を図るとともに積極的にe-Tax利用を推進する。
- (6) 会員の減価償却資産適正管理と利便性向上に資するため会計システムを活用し減価償却計算書の配布サービスを実施する。
- (7) 各種研修会、説明会を開催し、税務知識の普及を図る。
- (8) 専門家による税務相談会を実施する。
- (9) 職員の指導力向上のための研修の充実を図る。
- (10) 一般社団法人全国青色申告会総連合に協力し、税制改正運動を推進する。

##### 2 組織の拡充に関する事業

- (1) 記帳帳簿等保存制度の対象者拡大に伴い、指導活動を通じてより一層の青色申告制度普及と入会勧奨を推進し、会員増強を図る。
- (2) 税務署の青色コーナーに協力し、青色申告制度普及に努める。

##### 3 広報等に関する事業

- (1) 会員に必要な税情報を提供し、健全な税務知識の普及を図る。
- (2) 機関紙「青色かながわ」を発行する。
- (3) 地域行事・税を考える週間・確定申告期において、積極的に青色申告制度と本会のPRに努める。
- (4) ホームページを活用し情報発信に努める。

##### 4 福祉厚生に関する事業

- (1) 研修旅行をはじめ各福利厚生活動を通じ、会員相互の親睦と交流を深める。
- (2) 会員の生活安定の為、小規模企業共済、各種共済・保険の普及を図る。
- (3) 生活習慣病健診の継続的な実施や保険の普及等、健康厚生事業を推進する。
- (4) 専門家による法律相談会を実施する。
- (5) 各種会員優待サービスの周知を図る。

##### 5 会運営

- (1) 理事会、委員会部会等の各種会議を開催し、円滑な会運営に努める。
- (2) 事務局の充実発展のために諸施策を推進する。
- (3) 事務局を移転し利便性の向上を図る。
- (4) 会財政の健全化に努める。

# 神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.34)

## 「インボイス制度」ってナニ？(第1回)



税子先生

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されるんだけど、知ってた？

へー、そうなんだ。  
「インボイス」ってナニ？



軽子ちゃん



税子先生

売手が買手に対して、正確な消費税の適用税率や消費税額等を伝えるものなの。

そうなんだ。それで、どう変わるの？



軽子ちゃん

### 「インボイス制度」になると

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければならないの。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となるのよ。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



税子先生

へー。「インボイス」の保存が必要になるんだ。



軽子ちゃん

次回から、詳しく説明するわね。



### お問い合わせ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)  
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



## 7月～8月港北出張所について

7月～8月の下記日程を予約制とさせていただきます。  
ご来所の際は前日までにお電話にてご予約ください。  
ご予約のない日は閉所とさせていただきますのでよろしく  
お願いいたします。

- 予約開設日
- |    |                               |
|----|-------------------------------|
| 7月 | 5日(月)・12日(月)・19日(月)<br>26日(月) |
| 8月 | 2日(月)・23日(月)・30日(月)           |

※8月9日(月)は祝日の為、8月16日(月)は夏季休業の為閉所となります。

- 相談受付時間 10時～11時30分・13時～14時30分  
●予約電話番号 045(577)0615

税理士・弁護士による

## 無料 税務・法律相談会

(予約制)

## ●日 程

税務相談 7月6日(火)  
8月3日(火)

法律相談 8月3日(火)

- 会 場 当 会 事 務 局 (新事務所)  
●相談受付時間 13時～15時  
●予約電話番号 045(577)0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。

## 労働保険のお知らせ

令和3年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の  
確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は

6月1日(火)～7月12日(月)  
です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠  
出金も申告・納付となります。

労働保険料は口座振替が便利です！



検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期か  
らの振替となります。

お問い合わせは、

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課  
適用第1係・第2係・第3係  
電話 045-650-2803

※当会は労働保険の事務組合となっております。  
ご加入等のお問合せは当会事務局担当・岩瀬まで  
電話 045-577-0615

## 横浜市からのお知らせ

## 個人住民税を特別徴収で納めるときのよくあるお問い合わせ

## Q 市民税・県民税（特別徴収分）の納入期限はいつまでですか？

A 各月分の納入期限はその翌月の10日までです。例えば6月分であれば7月10日が納入期限です。  
10日が金融機関等の休業日であれば、その翌日が期限になります。

## Q 特別徴収税額の納入書を書き損じてしまったのですが、どうすればよいですか？

A 納入書綴りの後ろにございます白紙の納付書をお使いください。もしくは、本市ホームページに「市民  
税・県民税特別徴収分再発行納入書」を掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

## Q 所得税で納期の特例を受けていますが、市民税・県民税でも受けるにはどうすればよいですか？

A 「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項をご記入の上、財政局納税管  
理課まで郵送または持参にて申請書を提出してください。※審査には概ね2週間程度かかります。申請  
書等は、本市ホームページ「納期の特例の申請と納入について」に掲載しておりますので、ダウンロード  
いただきお使いください。

横浜市 納期の特例

検索

## 【提出先】横浜市財政局納税管理課

〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-3096 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く）

Q 普通徴収から特別徴収に変更する際、既に納期が過ぎた普通徴収分も併せて特別徴収にしても  
らうことはできますか。

A 納期が過ぎた普通徴収を特別徴収にすることはできません。普通徴収の納期限前に「特別徴収への切  
替依頼書」が横浜市特別徴収センターに届くようにご提出ください。なお、口座引落しによる納付方法を  
選択しておられた場合、納期前であっても口座の停止ができない場合もありますので早めにご提出くだ  
さい。

横浜市 異動届

検索

## 【提出先】横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-4471 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く）